



News Letter

Contents

- 事務所NEWS
- 最新！立法・改正情報
- 労働法コラム
- 事務局コラム

事務所NEWS

■ 経営方針発表会を行いました

担当 倉橋芳英弁護士

先日、事務所の経営方針発表会を行いました。
まず、事務所の目指す方向と具体的な計画を徹底しました。
また、弁護士・事務所スタッフ各人の反省と今後の目標を発表してもらいました。

この発表会により、お互いに“支え・支えられている”ことに気づき、改めて感謝の気持ちが湧いてきました。

本年も皆様のお役に立てますよう、弁護士、スタッフ一丸となって邁進いたします。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。



▲ 当日の様子

労働法コラム

■ 第2回セクハラの実態は女性だけではありません 担当 田中良太弁護士

セクハラが世に広まってから20年以上が経ちました。最近では職場のセクハラ問題が労働局や裁判所で紛争になるリスクになることは、多くの企業が認識しています。実際、「職場で男性が女性に対して性的な嫌がらせをしてはならない」とされていることは一般常識です。しかし、実はそのイメージでは不十分です。

セクハラは女性に対する嫌がらせとは限りません。女性が男性の身体に触ったり、男性が男性に対して下ネタを言うように強要したりすることも、セクハラになりえるのです。

そして、今年の元日から、LGBTに対する性的な嫌がらせもセクハラになることが、厚労省によって確認されました。男女雇用機会均等法11条1項及び同条2項に基づき厚労相が定める指針に明記されたのです。

LGBTというのは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(社会的な性別と自分自身の意識とが噛み合わない者)の頭文字を取ったものです。この言葉はまだ日本人の半数近くが知りません。

LGBTは性的少数者と呼ばれることもあります。しかし、少数とはいえ、調査によれば、13人に1人がLGBTという結果もありますし、LGBTかそうでないかは程度の問題で、誰しもLGBTの要素を多かれ少なかれ持っているとの研究もあります。そのため、自分の職場にもLGBTがいることは想定しなければなりません。

その上で、職場で、「おかま」「ホモは気持ち悪い」などという言葉が発すると、セクハラになるおそれがあります。LGBTであることをからかったり、職場で不利益な取扱いをしたりすることもセクハラになりえます。逆にLGBTの上司がそうでない部下に性的な言動をすることも当然セクハラになりえます。

テレビでも「オネエ」キャラの芸人たちがよくいじられているように、日本では性的少数者を笑いの種にしてもよいという風潮があります。多少の性的な話題は仕事の潤滑油と考えている方もたまにいらっしゃいます。そのことを取って否定はしませんが、今後、社会は徐々に変わっていくでしょうし、男性やLGBTを被害者とするセクハラ対策も併せて講じていかなければ、思わぬ法的リスクに巻き込まれる可能性があることに注意すべきでしょう。



最新！新立法・改正情報


喫煙者の肩身がますます狭くなる

担当 田中良太弁護士

さて、あなたは喫煙者でしょうか？ それとも嫌煙者？ どちらの方にも重要な新法案のニュースです。**昨年10月、厚労省が、受動喫煙防止のため、一定の施設内を全面禁煙とする法案を提出する方針を公表したのです。**

受動喫煙とは、室内等で、他人の煙草の煙を吸わされることをいいます。法律は、健康増進法25条が利用者に受動喫煙させないように気を付けましょう、労働安全衛生法68条の2が従業員に受動喫煙させないように気を付けましょうという内容です。

今のところ受動喫煙対策はあくまでも「努力義務」です。**今回のニュースは、受動喫煙対策を「努力義務」ではなく「義務」とする点で重要です。**

では、具体的にどのような義務が課されるのでしょうか。各種報道によれば、**お店や事務所の中は「禁煙」とし、例外的に屋内に喫煙「室」を作れば喫煙を許す、違反した管理者や喫煙者には刑罰を科す、と**の内容になりそうです。喫煙室は、壁等で仕切られた部屋でなくてはならないようです。加えて、**喫煙禁止場所において喫煙者を発見した場合に喫煙を止めることを喫煙者に求める努力義務、喫煙室への未成年の立入りを防止する努力義務も課される**ようです。

少し前にJTと国立がんセンターが、煙草の危険性について、激しく論争したニュースがありました。しかし、喫煙、特に受動喫煙が人の健康に悪影響を与えることは、もはや疑う余地がなく、将来的に、喫煙者への規制が甘くなることは想定できません。今後は、屋内での規制にとどまらず、屋外での喫煙禁止が段階的に進んでいくと予想しています。既に歩き煙草を禁止する条例ができたり、事業者の自主規制が行われたりして、喫煙者の肩身は狭くなる一方といえるでしょう。

しかし、規制をチャンスに変えることもできなくはありません。法律に先んじてきちんとした分煙を行い、喫煙者も嫌煙者も安心できる環境を作れば、顧客や職場の満足度、従業員の健康増進に大きな一歩を踏み出すことができます。これが企業の利益になるのはいうまでもありません。受動喫煙対策は、最近流行りのアイコス等がどのような扱いになるのか等、今後ともニュースでも取り上げられる注目ワードです。是非、これを機会に、職場の喫煙について考えてみてください。

事務局コラム

大力 春香



今回、事務局コラムのコーナーを任されました事務員の大力春香と申します。

2017年の幕開けから約1ヶ月が過ぎましたが、改めまして、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

早いもので、私が大分に引っ越してきて、1年3ヶ月が経ち、今年は、2回目の大分でのお正月を過ごしました。別府の温泉街を散策し、こんなに近くにたくさん温泉があることは、本当に贅沢だな～としみじみ感じながら、ゆっくりと温泉に入り、「よしっ！この1年も頑張ろう！」と思いました。

また、今年の抱負として、「チャレンジ！」をテーマに掲げました。私自身、年齢を重ねるうちに、色々なことに腰が重くなりがちです。しかし、今年は“頑張ってみよう！”と思うことには、どんどんチャレンジしていこうと決めました。

大分みんなの法律事務所に入り、8ヶ月が経ちました。まだまだ至らぬ点多々あるかと思いますが、少しでもみなさまのお役に立てますよう努力してまいります。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

